

令和元年第3回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年7月4日(木)
午前10時00分開会 午前11時25分閉会
2. 場 所 さいき文化センター 多目的ホール
3. 出席委員(農業委員13名)
 - 1番 古川 憲吾
 - 2番 河井 孝之
 - 3番 中田 安義
 - 4番 黒田 球貴
 - 5番 中山 誠治
 - 6番 岩木 國明
 - 7番 梶原 安行
 - 8番 岡 真由美
 - 9番 是佐 恵美子
 - 10番 木浦 紀幸
 - 12番 山田 政則
 - 13番 沖村 弓枝
 - 14番 河野 義刀

(推進委員12名)

登 宏太郎	岩本 博志	岡村 昭男	新竹 睦男	吉田 雅子
平尾 和彦	堀田 良昭	土谷 基治	三田 邦男	神鳥 正貴
正木 カズヨ	倉本 良夫			
4. 欠席委員(1名)
 - 11番 楨本 健児 推進委員 松井 祥壮
5. 議事録署名委員
 - 6番 岩木 國明
 - 7番 梶原 安行
6. 会議に出席した委員以外の者 なし
7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	松田 成基
局長補佐	河内 光也
主 事	武田 枝梨加
(佐伯支所) 主 査	西田 昭子
(吉和支所) 専門員	西本 真
(大野支所) 主 査	小林 公明
(宮島支所) 主任主事	佃 雅文
8. 会議に諮った議題
 - 《審議事項》
 - (1) 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - (2) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (5) 議案第15号 非農地証明交付申請について
 - 《報告事項》
 - (1) 報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (2) 報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - (3) 報告第 3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

9. その他

(開会 午前 10時00分)

事務局	<p>初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから令和元年第3回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名、本日の出席委員は13名、欠席委員が1名ということでございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定によりまして、6番の岩木委員さん、7番の梶原委員さんのご両名にお願いを申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案といたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、説明をさせていただきます。 それでは、座って説明をさせていただきます。 議案書は3ページから5ページ、位置図は1ページから4ページ、総括表は2ページになっております。 番号13番、14番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明をさせていただきます。 番号13番、及び14番、農地の所在地は、峠字大向井、登記地目は田です。 関係者は、議案記載のとおりでございます。 面積は2筆で、2,567平方メートル、利用目的は畑で、小豆と小麦を作付する予定でございます。 期間は、公告日から令和4年3月31日まで、賃貸借の新規設定を行うものでございます。 続きまして、番号15番、農地の所在地は、津田字西河本及び東河本、登記地目は田です。 関係者は、議案記載のとおりでございます。</p>

面積は9筆で、6, 187平方メートル、利用目的は畑です。
期間は、公告日から令和6年3月31日までで、使用貸借の新規設定を行うものでございます。
次に、番号16番、4ページになります。
農地の所在地は、津田字上内山、登記地目は田です。
関係者は、議案記載のとおりです。
面積は6筆で、3, 268平方メートルで、利用目的は畑です。
期間は、公告日から令和6年3月31日まで、使用貸借の新規設定を行うものでございます。
続きまして、番号17番、18番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明をさせていただきます。
番号17番、及び18番、農地の所在地は、玖島字景浦、登記地目は田です。
関係者は、議案記載のとおりです。
面積は3筆で、5, 640平方メートル、利用目的は畑です。
ハウレンソウを作付の予定で、現在、認定農業者の申請中でございます。
期間は、公告日から令和12年3月31日まで、賃貸借の新規設定を行うものでございます。
いずれも地区担当委員と事務局で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で、議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。この議案第11号は、先ほども挨拶で申し上げましたように、農地の荒廃を防ぎ、所有者が耕作困難である中、地域の農業者が努力され、13番から18番までいずれも新規であり、農地の荒廃、集積・集約を図るものでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。
それでは、事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。
河井委員、黒田委員、堀田委員、よろしく申し上げます。

2番委員

2番の河井です。13番と14番の借り手が同一、また、この件について、借受者、農林水産課、農業委員会事務局、そして地元の地主との交渉等を私が関係していますので、私が説明いたします。6月17日、三田、土谷両委員、事務局2名と現地確認を行いました。位置図は、1ページです。借受者は、春から秋にかけて小豆、秋から春にかけて小麦を作付されます。いずれも無農薬で化学肥料は使用せず、エリンギを収穫した後に廃棄になる廃菌床を、この農地に2トンほど敷き込み、土の活性化を図り栽培するそうです。この菌は、2トン200円で広島空港近くの栽培場にあるそうです。借受者は、試験的にこの菌を流用し作付を行

い成功しているとのことですので。それで、今回少し大がかりな面積に作付するという事です。また、この貸す側の所有者は、年に数回草刈りなどの管理をしていましたが、ほぼ遊休農地の状態でした。借り手が見つかって大変喜んでます。10年以上作付していない遊休農地は、残留農薬が少ないということだそうで、借受者にとっては、とても都合がいいということでした。周辺農地への影響はないものと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

黒田委員。

4番委員

4番の黒田です。15番ですが、6月13日に会長、木浦委員、松井推進委員と私と事務局2名で現地を確認しました。位置図は2ページです。借受者は、今までも自分の農地でいろいろと耕作されているようです。それから、所有者も去年まで田を耕作されていた形跡があります。地図を見てもらえれば分かると思いますが、若干離れているので、少し不便かなとは思いますが、借受者は、家が近い方なので、耕作するにも差し支えないと思ひます。今までも耕作されており、周辺農地への影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

次の16番を説明します。これは、使用貸借の設定です。この借受人は、農業経験は余りないようですが、今耕作している農地に、行ってみると、トウモロコシや枝豆など、非常に生育も良く丁寧な仕事をしてます。大変良いことだし、この周辺も少し荒れかけていて、心配していたのですが、いい借受人が見つけたので非常に良いことだと思ひます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

堀田委員、お願ひします。

堀田推進委員

推進委員の堀田です。ナンバー17、18については、借受人が同一のため一緒に説明します。位置図は4ページです。6月24日、岩木委員、事務局1名で現地調査を行いました。始めに、借受者について説明します。現在介護事業を営んでいる会社です。新規事業として軟弱野菜、ハウレンソウを栽培し、系列会社等に販売する計画で農地を選定してました。また、貸す側の2人は兄弟で、今までは所有者がまとめて耕作されてましたが、昨年お亡くなりになり農作業をすることが難しくなったため、借り手を探してました。ちょうどタイミング良く条件が整ったため、今回の申請となりました。

特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

どうもありがとうございました。3人の委員に説明をいただきましたが、ご意見、ご質問等があればお願ひをいたします。

	<p>何もありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第 1 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 1 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案としますが、番号 1 6 5、1 6 6 については、議席番号 1 0 番の木浦委員が関係する案件のため、番号 6 9、1 7 1 番を先に審議させていただきます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 1 2 号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は 7 ページから 9 ページ、位置図は 5 ページ、7 ページ、総括表は 6 ページになります。</p> <p>番号 6 9 番、農地の所在地は、玖島字景浦及び大名、登記地目は田及び畑でございます。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>権利の移転理由といたしまして、相続手続のためとありますけれども、譲渡人は、財産管理人を相続人に引き継ぐため、譲受人は、財産管理人から財産を引き継ぎ管理するためということでございます。これは、有償の所有権移転でございます。</p> <p>続きまして、番号 1 7 1 番になります。</p> <p>農地の所在地は、大野字小田ノ口、登記地目は田です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>権利の移転理由といたしまして、譲渡人は、高齢のため耕作が困難なため、譲受人は、自宅に近くで便利であり、経営規模を拡大するためでございます。こちら、有償の所有権移転となっております。</p> <p>いずれも譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積 1 0 アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしています。</p> <p>以上で、議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 6 9 番、1 7 1 番について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>69番、堀田委員、171番、山田委員、お願いします。</p>
堀田推進委員	<p>推進委員の堀田です。ナンバー69番について説明します。位置図は、5ページです。本件につきましては、今年の3月に受理にされたものですが、調整事項があり、今回の審議事項となったものです。現地調査は、3月15日、岩木委員、事務局2名と行っています。本件は、譲渡人である財産管理人から、譲受人へ所有権移転をするための申請です。なお、ここに書いてあるように、亡くなられた方と譲受人は兄弟の関係です。特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
12番委員	<p>12番の山田です。171番について説明します。位置図は7ページです。この件は、6月14日に吉田委員、事務局で現地確認を行いました。譲受人は、蜂、養蜂を営んでおりまして、樹園地として使用し、養蜂を行うということです。家のすぐ近くであり、非常に便利がいいということです。譲渡人は、高齢であり耕作が困難だということで、別に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、この案件について、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。</p> <p>ありませんか。はい、どうぞ。</p>
5番委員	<p>申し訳ないのですが、譲受人、この方は経営面積がゼロになっています。非常に大きな農地を受け継がれるということですが、農業そのものを兄弟でされているのですか。</p>
議長	堀田委員。
堀田推進委員	<p>譲受人の面積はゼロですが、今までも他の方に委託して耕作をしていた状況です。今回も譲受人は、作業委託して耕作する状態です。</p>
12番委員	本人ではないのですか。
堀田推進委員	本人は高齢なので、ちょっと難しい面もあります。
事務局 (佐伯支所)	<p>譲受人は、廿日市地域に住んでいますが、こちらに実家もあり、今回の農地以外にも実家の農地が少しあります。そちらの農地は、親子で耕作しており、確か2筆あったと思います。全面的に委託されるわけではなく、高齢農家が多くある地域ですから、地域ぐるみで作業の補完などをしながら農作業を完結させているという状況です。そのような方法で今後も農業を続けていくとお</p>

	<p>話を聞いております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>今、事務局が話しましたが、皆さんのほうでほかにありますか。ほかにございませんか。</p> <p>ご意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号69番、171番について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号69番、171番について、許可することに決定をいたします。</p> <p>議案第、引き続き12号でございますが、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、さっき言いました165番、166番について、議案としますので、木浦委員のご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 退席＝</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第12号について、説明をさせていただきます。議案書は9ページ、位置図は6ページになります。</p> <p>番号165番、166番ですけれども、共有、単有の所有権移転でございますが、譲受人が一緒のため、まとめて説明をさせていただきます。</p> <p>番号165番、166番、農地の所在地は、丸石五丁目、登記地目は田です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由といたしまして、譲渡人は、農業経営を引き継がせるため、譲受人は、農業経営を引き継ぐため、無償の所有権移転でございます。</p> <p>譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしています。</p> <p>以上で、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号165番、166番について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を</p>

1 2 番委員	<p>お伺いします。 山田委員、お願いします。</p> <p>位置図は6ページです。165番と166番について説明いたします。6月10日に吉田委員、事務局で現地確認を行いました。贈与による所有権移転でございます。譲受人は、2世代で同居しており、相続も一緒にしているということでございます。確認に行ったときは、田植えはしっかりできておりまして、先ほど事務局も言いましたように、農機具を見ても今後も継続して農業を行うものと思います。別に問題はございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、165、166の今の件について、皆さんから意見、ご質問等があればお願いをいたします。ご意見ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号165、166について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号165、166番について、許可することに決定をいたします。 木浦委員、席に戻ってください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 復席＝</p>
議長	<p>続きまして、議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は10ページ、位置図は8ページになります。 番号152番、農地の所在地は、玖島字壺町田景浦の第2種農地、登記地目は田、面積は3筆で、177平方メートルの申請です。 関係者は、議案記載のとおりです。転用理由といたしまして、駐車場として利用するため申請で、顛末書が提出されています。書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内</p>

	<p>容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>堀田委員、お願いします。</p>
堀田推進委員	<p>ナンバー152号、第4条の許可申請について説明します。位置図は、8ページです。6月12日、岩木委員、事務局2名と現地調査を行いました。譲受人は、相続した土地が農地であることが判明したため、今回の申請となったものです。顛末書も提出されており、特に問題もないと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>これにつきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。</p> <p>ご意見等はございませんか。</p> <p>それではお諮りをします。</p> <p>議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は11ページ、12ページ、位置図は9ページから13ページになります。</p> <p>番号167番、農地の所在地は、津田字柏、第2種農地で登記地目は畑です。面積は1筆で、76平方メートルです。</p> <p>関係者は議案記載のとおりです。転用理由といたしまして、住宅用地として利用するための申請で、始末書が提出されています。</p> <p>次に、168番、農地の所在地は、津田字江尻、第2種農地で登記地目は田です。面積は2筆で、1,612平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりで、転用理由は、太陽光発電事業</p>

を行うための申請です。

続きまして、番号169番、農地の所在地は、友田字清水、第2種農地で登記地目は田です。面積は5筆で、3,063平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりで、転用理由は、太陽光発電事業を行うため、併せて資材置き場として利用するための申請です。

この案件につきましては、面積30アール以上のため、本総会で承認された場合、7月18日、広島県農業会議が開催する第4回常設審議委員会で諮問する予定でございます。

続きまして、番号170番、議案書の12ページになります。農地の所在地は、永原字小坂、第2種農地で登記地目は畑です。面積は1筆で、142平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりで、転用理由といたしまして、駐車場及び庭敷地として利用するための申請です。

続きまして、番号174番、農地の所在地は、友田字氏森、第2種農地で登記地目は畑です。面積は1筆で、161平方メートルでございます。

関係者は、議案記載のとおりで、転用理由は、駐車場として利用するための申請で、始末書が提出をされております。

いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。

以上で、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

167番、168番を木浦委員、お願いします。

10番委員

10番の木浦です。始めに、167番です。

これは、6月13日に会長、黒田委員、事務局2名で現場を調査しました。この始末書がついている理由は、山地番で山と思われて既に現地を造成されていたということです。隣接地は、譲受人の親、兄弟が家を建てておられます。隣地のすぐ上に田があるのですが、これもかなり法面が高くて、農地に影響するような宅地転用ではなく、問題ないと思われれます。

次の168番も、6月13日に5名で現場を調査しました。

場所ですが、今回の申請農地の隣接地が、5月に太陽光の転用許可申請書が提出され、許可済みの場所です。譲受人は、5月の時は、工事請負会社でしたが、今回は譲受人自身となって申請されています。

前回同様、防草シートはしないということでした。現場には工事会社の関係者が来ていたので、いろいろ話を聞いたのですが、

	<p>草刈り等の管理・防除は、いろいろと考えているという話でしたが、差し向き防草シートはしないということでした。会長からも防草シートのことについて言ってもらったのですが、とりあえずはしないということで許可申請が出ておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて、土谷委員。</p>
土谷推進員	<p>推進委員の土谷です。169番について説明します。この農地は、6月17日に河井委員、三田委員、事務局2名、譲渡人、世話をする人、譲受人の7名で現地を確認し、説明を受けました。位置図は11ページです。道が狭いので、ここへ砕石を一部入れて、砕石で草を生えないようにして太陽光をするということですので。周辺農地への影響もない場所で何も問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>続いて、三田委員ですか、170番。</p>
三田推進委員	<p>推進委員の三田です。ナンバー170を説明します。位置図は12ページです。6月17日に河井委員と土谷推進委員、事務局と私の合計5名で現地の確認を行いました。譲受人は、現在東京で働いています。田舎が好きということで定年後は田舎暮らしをしたいということで、今回休耕中の畑を購入することになりました。宅地の一部として駐車場や庭に使用されるものです。その上に宅地があり、そこに住むものと思われます。この周りは空き家が多くあり、もしこちらに来るとなれば、地域の活性化が期待できるものと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>続いて、土谷委員。</p>
土谷推進委員	<p>推進委員の土谷です。174番について説明します。 6月17日に河井委員、三田委員と事務局2名で現地確認を行いました。位置図は13ページです。今まで駐車場としてこの土地をずっと使っており、始末書が提出されています。このたび譲受人に所有権が変わるときに分かったものです。周辺農地への影響はないものと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>地元地区担当委員の説明をいただきました。それと、木浦委員が説明された167番、168番ですが、防草シートをしないで、土は真砂土をという説明があったが、事務局どうでしょうか。</p>
事務局	<p>その説明があったとおり、一部に土を入れ、一部は入れないで、草の生えぐあいを検証するという話だったと思います。</p>

議長	<p>譲受人にかなりお願いをしたのですが、そのような回答でした。</p> <p>それと、土谷委員、駐車場は既にもうトラクターが置いてあります。停めてはいけませんでしょう。</p>
土谷推進委員	<p>確認をした時には、前側に停めていませんでした。</p>
議長	<p>許可前に、早くからトラクター入れている。</p>
土谷推進委員	<p>奥には止めていません。</p>
議長	<p>手前へ駐車するのはいいのですか。</p>
土谷推進委員	<p>手前は雑種地なので問題ないと思います。</p>
議長	<p>奥に置いていました。</p>
土谷推進委員	<p>一部が農地になっていますから。</p>
議長	<p>許可がないのが分かっていたら直ちに所有者に止めさせないといけないと思います。今回、申請が出て審議しているところですから、やむを得ない部分もあるのでしょうか。</p> <p>地元地区担当委員の説明がありました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>どうぞ、山田委員。</p>
12番委員	<p>167と174ですが、始末書の提出と説明があるのですが、これは譲受人か譲渡人のどちらから始末書を出すのか、双方が出しているのですか。始末書の説明が余りにも少ない。始末書が出ていると言うだけでなく、なぜ始末書が出ているのかというのを説明してください。</p>
事務局	<p>167番は、譲受人が既に宅地造成を始められているので、譲受人から始末書が出ております。その理由は、先ほど木浦委員が言われたように、地籍調査が済んでいないところで、山林部分の地番と耕地番が違うので、地番の特定を確認せずに宅地造成をされていたため、始末書を提出していただきました。</p>
12番委員	<p>この件で、私も質問しようと思っていました。山地番だということで、山だと思ったと言うけれど、これ地目は畑になっているのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>地目は畑です。地番の特定の時に、譲受人が、山番でその地番は畑ではないということで先に取りかかったのですが、造成した後自分でもう一度確認してみると、そこの土地は農地であった</p>

	<p>ということで今回申請を出していただいております。ご本人さんも混乱したということです。</p>
1 2 番委員	<p>1 7 4 はどちらが出しているのですか。</p>
事務局	<p>譲受人からです。先ほど、会長が言われたように、現地確認に行った時は、まだ車は止まっていませんでした。その後、会長が廿日市に出るときに確認をしています。その時には、もう車が駐車されていたということです。</p>
1 2 番委員	<p>その後、書面の提出を言われましたか。</p>
事務局	<p>はい。後から、こちらから事情をお話をして、譲受人から始末書を提出してもらいました。</p>
1 2 番委員	<p>はい、分かりました。</p>
土谷推進委員	<p>現地確認に行ったときは、雑種地側に車は止まっていた。</p>
1 2 番委員	<p>それは、雑種地ですか。今回の申請地には駐車していなかったということですか。</p>
土谷推進委員	<p>はい、そうです。</p>
議長	<p>他にありませんか。 事前協議の時もですが、1 6 9 番の土地の面積は広く、太陽光の設置ですが、それはどうでしょうか。相当、草が生えています。</p>
土谷推進委員	<p>譲渡人が、2 回くらい草を刈られたのではないのでしょうか。太陽光を設置した場合は、草を刈りに来ますとのことで、最初に話しに来られ、2 回から 3 回されたようです。全部が太陽光をするのではなくて、何かほかのものを置くと言われていました。資材置き場のようなものをすると言われていました。</p>
議長	<p>皆さんから意見ございませんか。 よろしいでしょうか。 意見がないようですので、お諮りをしてもよろしいでしょうか。 それでは、番号 1 6 9 番については、3 0 アール以上のため、別にお諮りをします。 議案第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可についてのうち、番号 1 6 7 番、1 6 8 番、1 7 0 番、1 7 4 番に許可することで異議ございませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>

議長	<p>異議なしと認め、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号167番、168番、170番、174番について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、議案第14号で先ほど言いましたように、農地法第5条第1項の規定による許可についてのうち、番号169番については、一般社団法人広島県農業会議に諮問し、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号169番については、一般社団法人広島県農業会議に諮問し、異議がなければ許可することに決定をいたします。</p> <p>議案第15号 非農地証明交付申請について、議案とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号 非農地証明交付申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は13ページ、位置図は14ページ、15ページになります。</p> <p>議案と一緒に送付しました現地確認写真が添付されています「議案第15号資料①」もあわせてご覧ください。</p> <p>番号160番、農地の所在地は、上平良字堂垣内の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆で、119平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>次に、番号172番、農地の所在地は、玖島字小山根の第2種農地で、登記地目は田及び畑です。面積は4筆で、2,893平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えております。</p> <p>以上で、議案第15号 非農地証明交付申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見ををお願いします。</p> <p>160番を是佐委員、172番を梶原委員、意見ををお願いします。</p>

9 番委員	<p>す。</p> <p>9 番、是佐です。160 番について説明いたします。</p> <p>登推進委員、職員 2 人の 4 人で現地確認を行いました。位置図は 14 ページです。写真が資料①に載っているとおりで、山陽道の境にあり、大きな木が多数あります。山林化しており、農地への復元は困難であると思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>次に梶原委員、お願いします。</p>
7 番委員	<p>7 番の梶原です。番号 172 番について説明いたします。</p> <p>6 月 12 日に岩木、堀田両委員と事務局員とで確認確認を行いました。172 番は、資料①の下の写真です。位置図は 15 ページです。写真を見てももらえれば分かると思うのですが、既に植林されて四、五十年経っている木です。その木側に新しい進入路が付いております。これは、この申請地の奥をこの春に間伐されて、そこを利用される進入路でございます。併せてこの今の申請地の間伐も行われたということです。その後、この確認地が農地であるということが判明して、今回こうした申請をされたわけです。もう完全に山林化していることで何の問題もなく、地図を見てもらってもわかりますようかなり中に入っております。もう山の谷の中にあるということで、既に山林化しており、何の問題もないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、この議案第 15 号について、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第 15 号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。議案第 15 号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は 14 ページ、位置図は 16 ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和元年 5 月 12 日から 6 月 11 日までの間に受理した 1 件でございます。</p>

	<p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は15ページから17ページ、位置図は17ページから22ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和元年5月12日から6月11日までの間に受理した8件でございます。</p> <p>番号141番につきまして、顛末書が提出されております。</p> <p>番号142番、157番は関連議案で、157番につきましては、過去に転用届出済みでございます。</p> <p>番号148番は、過去に転用届出提出済みでございます。</p> <p>番号150番につきましては、始末書のほうが提出されております。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、</p>

	<p>報告させていただきます。</p> <p>議案書は18ページ、位置図は23ページになります。</p> <p>広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、番号143番、こちらにつきまして、平成26年5月2日付で、駐車場として利用するため、農地法第5条第1項の許可済みでございます。非農地として処理する旨の回答をいたしました。</p> <p>以上で、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これにつきまして、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。</p> <p>それでは、協議事項に入りたいと思います。</p> <p>協議第1号 令和2年度農業・農村政策に対する提案・意見協議（案）について、協議をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>協議第1号 令和2年度県農業・農村施策に対する提案・意見（案）について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>協議資料第1号、資料の①をご覧ください。A4一枚で両面印刷されたものでございます。</p> <p>内容につきましては、割愛させていただきます。ただいま、広島県農業会議から令和2年度県農業・農村施策に対する提案・意見の提出依頼が届いております。</p> <p>こちらの提案意見の内容ですけれども、昨年度、委員の皆様から提出していただきましたご意見により作成しました。「市への農業・農村施策に対する提案」で掲げた中から、「担い手への農地利用集積・集約化について」、「遊休農地の発生防止・解消について」、「有害鳥獣対策について」、「新規参入の支援活動について」、「都市部の農地活用について」の5点について、広島県農業会議に提案させていただきたいと思っております。</p> <p>この提案・意見につきましては、広島県農業会議で内容を吟味され、県へ提出される予定となっております。</p> <p>以上で、協議第1号 令和2年度県農業・農村施策に対する提案・意見（案）についての説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明が終わりました。これにつきまして、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>この担い手、遊休農地の発生防止、有害鳥獣、新規参入、都市部の農地の活用方法等、いろいろ出ておりますが、これで一応、県へ廿日市市農業委員会として提出してもよろしいでしょうか。</p> <p>もう少しこの部分を強調してほしい、ここはどうなのかというご意見はございませんか。</p>

それでは、事務局が説明をして、今ここで皆さんとの意見交換をしているところでございますが、余り意見が出ないようでございますが、これで令和2年度の県への提案については、これよろしいでしょうか。

それでは、協議第1号 令和2年度県農業・農村施策に対する提案・意見について、一般社団法人広島県農業会議に提案いたします。この農業会議に提案して、各県からもまとめて県知事、県議会へ出すということになっているようです。

ありがとうございました。

以上で、協議を終わります。

委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。次回の第4回農業委員会総会は、8月6日（火）前10時から廿日市市役所7階会議室です。

（閉会 午前11時25分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（6番委員）

廿日市市農業委員会委員（7番委員）
